

令和 4 年 6 月
令和 4 年第 4 回 栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番号	件名	
議案第89号	令和4年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第90号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第91号	副市長の選任につき同意を求めることについて	6
議案第92号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	9

議案第90号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和4年6月29日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改
正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条
例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中「9月」を「10月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(職員課)

議案第90号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

提案理由

職員のワーク・ライフ・バランスをより一層推進するため、職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

特別休暇の休暇の期間を改めること。（別表第1関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第90号（職員課）

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
1～20 略	略
21 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から <u>9月</u> までの期間内における6日の範囲内の期間
22～24 略	略

改 正 案

別表第1 (第14条関係)

休暇の原因	休暇の期間
1～20 略	略
21 職員が夏季における盆等の諸行事、 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活 の充実のため勤務しないことが相当であ ると認められる場合	一の年度の7月から <u>10月</u> までの期間内に おける6日の範囲内の期間
22～24 略	略

議案第 91 号

副市長の選任につき同意を求めるについて

次の者を本市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 29 日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市大平町藏井 1083 番地 1

氏 名 増山 昌章

生年月日 昭和 37 年 9 月 21 日

(職 員 課)

議案第 91 号

副市長の選任につき同意を求めることについて

提案理由

副市長 南斎好伸氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、
後任の副市長を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意
を得てこれを選任する。

増山昌章氏の略歴

住 所 栃木市大平町藏井 1083 番地 1

生年月日 昭和 37 年 9 月 21 日

主な経歴

This image shows a document page with significant portions of the text obscured by large black rectangular redaction boxes. The redactions are located at the top, middle, and bottom of the page, leaving only small margins of white space where original text would have been.

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

議案第 92 号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 29 日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市大平町藏井 1083 番地 1

氏 名 増山 昌章

生年月日 昭和 37 年 9 月 21 日

(職 員 課)

議案第92号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価員 南斎好伸氏が令和4年6月30日をもって辞任することに伴い、後任の固定資産評価員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の中から、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 以下略

増山昌章氏の略歴

住 所 栃木市大平町藏井1083番地1

生年月日 昭和 37 年 9 月 21 日

主な経歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でありきつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

